

**荒川区学童クラブ保育料管理システム導入
及び運用保守業務委託
事業候補者公募要項**

**令和8年1月
荒川区**

1 目的及び主旨

荒川区学童クラブに入所する児童の情報を管理し、保育料の収納管理を円滑に行うシステムを導入することで、収納管理事務の効率化や利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

この公募要項は、学童クラブ保育料管理システムの導入及び運用保守業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から行う提案評価方式（以下、プロポーザルという。）により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 件名

荒川区学童クラブ保育料管理システム導入及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

本件で予定している業務内容は、最新のパッケージソフトによる荒川区学童クラブ保育料管理システムの導入及び履行期間内の運用保守（詳細は「仕様書」参照）とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日

(4) 提案限度額

導入及び運用保守合計 23,071,400 円（税込）

ア 導入 13,568,500 円（税込）

イ 運用保守 9,502,900 円（税込）

※限度額超過の提案は無効とする。

※運用保守に係る限度額は、「2 事業概要（3）」の期間の運用保守費用を表示している。

※導入経費は、業務完了後一括払い、運用保守経費については、各月の履行状況を区が検査し、合格した後に請求に基づき基本月額を翌月に支払う。

※上記金額は現時点の予定額であるため、令和7年度荒川区議会2月会議において、令和8年度予算が可決されたときに成立するものであり、金額を変更する場合がある。

3 応募資格・条件

本件プロポーザルの参加要件として、応募時点で次のすべての条件を満たしていること。

- (1) 東京都、近隣県（埼玉県、千葉県、神奈川県）の地方公共団体において、過去5年間で学童クラブ保育料管理システム（学童クラブの保育料に係る収納管理・調定管理・住記連携等の運営に必要なトータルサポートシステム）において1年以上の導入実績を有していること。
- (2) 学童クラブ保育料管理システムの環境を構築するデータセンターについては、以下の要件を利用して提供すること。
 - ① 日本国内に存在すること。

- ② 施設建物は、新耐震基準（建築基準法）に基づき、各種災害対策及びセキュリティ対策を施した建物であること。
 - ③ 入退室監視として、24時間365日、警備員常駐による有人監視及びカメラによる監視を行っていること。
 - ④ 入退室は非接触IDカード等にて個人認証管理していること。
 - ⑤ 非常用電源設備や自家発電装置を有していること。
- (3) プライバシーマークを取得していること。ISO/ISE27001 (ISMS) の認証を取得していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しないこと。
- (5) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- (6) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続を行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (8) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
- ※ 関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

4 選定スケジュール（予定）

	事 項	年 月 日
1	参加申込書受付期限	令和8年2月12日（木）
2	質問受付期限	令和8年2月19日（木）
3	質問回答期限	令和8年2月25日（水）
4	提案書等提出期限	令和8年3月 5日（木）
5	一次審査（書類・提案書審査）	令和8年3月10日（火）
6	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年3月23日（月）
7	審査結果通知	令和8年4月中旬
8	契約締結・委託開始	令和8年4月下旬

5 申込方法

(1) 提出書類

本件プロポーザルに参加を希望する者は、以下の①から⑤の書類を提出すること。
次の①③については、区が指定する様式をホームページよりダウンロードすること。

① 参加申込書（第1号様式）

会社概要パンフレット等がある場合、参加申込書とあわせて1部提出すること。

- ② 登記簿謄本
- ③ 他自治体等における導入実績（第2号様式）
 - ※契約書の写し等、導入実績を確認できる書類を添付すること。
 - ※東京都、近隣県（埼玉県、千葉県、神奈川県）における導入実績（学童クラブ保育料管理システムに限る）について、令和7年4月1日現在で記載する。
- ④ 前記3応募資格・条件（2）に関わるデータセンターの所在を確認できる書類
- ⑤ 前記3応募資格・条件（3）に関わるプライバシーマーク及び ISO/ISE27001 (ISMS) の認証を確認できる書類

（2）提出方法

上記書類は綴じずに荒川区子ども家庭部児童青少年課へ持参もしくは郵送（宅配便等含む）で提出すること。

（3）提出先

荒川区子ども家庭部児童青少年課（区役所2階④窓口） 坂本・村中

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話：03-3802-4918（直通）

E-mail：jidouseisyounen@city.arakawa.lg.jp

※持参する場合、提出時に資料の確認をするので、来庁前に電話連絡すること。

受付時間は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

（4）申込期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

※郵送する場合は、上記期限までに必着とする。なお、郵送等の事故があつても考慮はしないものとする。

（5）申込の取下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（第8号様式）」を提出すること。

6 質問回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次により行う。

（1）受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月19日（木）正午（時間厳守）

（2）方法

質問票（第3号様式）に記入し、電子メールに添付の上、提出すること（所定の様式以外は不可）。その際、電子メールの件名は、「【事業者名】学童クラブ保育料管理システム導入及び運用保守業務委託公募に関する質問」とすること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。

（3）受付アドレス

jidouseisyounen@city.arakawa.lg.jp

(4) 質問への回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和8年2月25日（水）までに電子メールにて回答を送付する。

〔留意事項〕

- ① 質問者の名称等は公表しない。
- ② 審査・評価に関する質問には応じない。
- ③ 質問受付期間内の質問以外には応じない。

7 企画提案書等の作成・提出方法

(1) 提出書類

本公募要項及び別に示す仕様書に基づき、次の書類を作成し、提出すること。

なお、審査の都合上、事業者を推定できるような文言等を記載しないこと。

- ① 提案書（第4号様式）
- ② 見積書（第5号様式）
- ③ 法人の設立理念、沿革、概要（第6号様式）
- ④ 法人の役員名簿（任意様式）
- ⑤ 定款又は規約等の写し
- ⑥ 就業規則
- ⑦ 荒川区学童クラブ保育料管理システム個別要求機能一覧（第7号様式）
- ⑧ システム全体構成図（書式自由）
- ⑨ 導入スケジュール表（書式自由）

(2) 提出部数

①～⑨ 原本1部

①②、⑦～⑨ 副本8部

(3) 提出方法

上記書類は綴じずに荒川区子ども家庭部児童青少年課へ持参もしくは郵送（宅配便等含む）で提出すること。

(4) 提出先

荒川区子ども家庭部児童青少年課（区役所2階⑭窓口） 坂本・村中

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話：03-3802-4918（直通）

E-mail：jidouseisyounen@city.arakawa.lg.jp

※持参する場合、提出時に資料の確認をするので、来庁前に電話連絡すること。

受付時間は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

(5) 提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時まで（必着）

※郵送する場合は、上記期限までに必着とする。なお、郵送等の事故があつても考慮はしないものとする。

8 作成にあたっての留意点

以下の視点に基づき、書類を作成すること。

- (1) 印刷は、原則として、A4判縦左綴じ、両面印刷（様式ごと）とし、白黒・カラーはいずれも可とする。
- (2) 提出に当たり、番号ごとに見出しラベルを添付した上で、ファイルに綴じ、提出すること。
- (3) 提出書類の副本については、法人名及び会社名が明らかになるような記載をしない又はマスキング（黒塗り）等を施すこと。
- (4) 提案書（第4号様式）の記載に当たっては、書体は自由、文字は12ポイント、原稿サイズはA4サイズ（横書き）とし、写真やグラフ、イラストの使用は可とする。項目ごとで提案事業者において拡張可とするが、全体のページ数は、最大20ページとする。
- (5) 提案書（第4号様式）の参考資料とするため、マニュアル等の添付を可とする。ただし、参考資料は必要最低限とし、参考ポイントを明示すること。
- (6) 見積書（第5号様式）
区提示の提案限度額を上回る金額による提案は無効とする。

9 審査の実施

審査は、区の評価委員会において、評価委員会が別に定める評価基準に基づいて実施するものとし、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合評価を行った上で優先交渉権者を選定する。なお、参加申込事業者が3社以上の場合は、一次審査における上位2社程度が二次審査（最終審査）に参加できるものとする。

10 結果等の通知及び公表

- (1) 提案書提出後、要件等の条件を満たさない事業者には、失格の通知をする。
- (2) 一次審査の結果は、審査後速やかに通知する（令和8年3月中旬）。
- (3) 最終審査結果は、一次通過をした全事業者に対して、令和8年4月中旬に、書面にて通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い点数を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合又は「12 その他（1）」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

12 その他

- (1) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。
 - ① 参加資格を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合

- ② 本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合
 - ③ 虚偽の提案（参加申込を含む。）をした場合
 - ④ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合
 - ⑤ 提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合
- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は応募者の負担とする。
- (4) 応募書類等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 提案書以外にも、必要に応じて他の資料の提出を求める場合がある。
- (6) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (7) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (8) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りではない。

13 問い合わせ・書類提出先

荒川区子ども家庭部児童青少年課（区役所2階⑭窓口） 坂本・村中
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電 話：03-3802-4918（直通）
E-mail：jidouseisyounen@city.arakawa.lg.jp